

本間重満君 //

米山キクエ君 //

齊藤興一君 羽賀館長様ご苦労様です。東別院門前町は法の抜け道と聞きます。江戸時代の町の発展と花街の文化の卓話を期待し楽しみにしています。

青柳康博君 先般 娘の結婚式にご祝儀を頂きましてありがとうございました。

堀川正幸君 春の良い天気にはついニコニコと笑顔がでるので1口。

岡田健君 ついに糖尿病の宣告を受けてしまいました。北クラブ糖尿病友の会を結成しようと思います。

阿部勝子君 羽賀様、今日の卓話楽しみにしておりました。齊藤興一さんのお陰でありがとうございます。宜しくお願い致します。

斎藤正君 羽賀館長さんの卓話楽しみにしています。

笹原壯玄君 知事との役員会がありますのですみませんが早退させて下さい。

山中正君 いつもありがとうございます。合掌

落合益夫君 BOXに協力！

丸山達夫君

横田加代子君 BOXに協力

本間建雄美君 ニコニコBOXご協力ありがとうございます。今後とも宜しくお願い致します。

ロータリー財団ボックス：

早川瀧雄君 18日に星野さん、ガバナー事務局の山上さんとオークラホテルで財団セミナーがありました。星野さんお世話になりました。

卓 話： 東別院門前町の発展と文化 三条市立図書館々長 羽賀吉昭様



新選組の仕掛け人として有名な清河八郎は、その著書『西遊草』の中で三条の東別院や本寺小路の様子を次のように述べている。

「三条御坊と称し音にきこえたる本願寺に行く」「堂閣高大にして田舎にはまれなる寺なり」「山門前は御坊小路といひて、旅舎連綿と立ちならび、娼楼など新潟にも劣らぬ程の繁華なり」「三条の町は町数三千余もあり、北越にて新潟を除けば此地に比すべき物のさかんなる土地あらず、されど、舟場所とちがい、何となく事ぐるしくひらけざるありさまなり」

また、水戸藩士の高橋克庵は『北遊紀行』で次の様に述べている。

三条町を「百物の店、星羅雲布」「一つとして給せざる物無し」と評し、東別院の姿を「巨刹則本願寺掛所あり」「薨を連ね雲に聳える」と述べ、本寺小路の様子を「その講日にあたるや肩を摩（すり）足を重ね。紅塵天を遮り、白日なお暗し」と記し、本寺小路の辺りを、「人物の奢侈又勢いなり」「新潟を除けば則越州の一馬首なり」

このように、江戸の末期において、新潟と肩を並べる程の繁栄を誇った本寺小路界隈の姿について

少し述べてみよう。

東別院は元禄3年（1701）に創建されたと伝えられている。しかし、実際にお堂が建設されたのは、元禄14年（1701）で、完成したのは、元禄16年（1703）であったようである。

東別院創建に先立つ2年前の元禄元年（1688）には、榊原家村上藩の陣屋が燕町から三条町へ移された。この陣屋移転は、廃藩後約25年を経過し、城下町から商人町へと、繁栄への兆しを見せ始めた三条町の将来性を見越したためと推測される。

なぜ三条に東別院が建てられたかは、よく分っていないが、村上藩が、陣屋移転後も、繁華になりつつある三条町の一層の発展を期待して勧誘したという説と、宗義の紛擾が生じたため、宗意安心のため建設されたとする、2説がある。恐らく、この両説とも正しいのであろう。

さて、東別院が建立されてまもなく、参詣者が押しかけ、本寺小路界限も栄えたかと言うと、どうもそうではなさそうである。参詣者が増え、小路周辺が賑わいだすのは、創建後かなり年数が経過してからなのである。

三条町は北国街道の脇往還であり、宿場町でもあった。もともと、別院が出来る以前に、この周辺に会津街道が通り、木賃宿や旅籠屋が存在した。江戸時代の初期、万治2年（1659）に、幕府は宿駅における遊女禁止令を出し、乱れた風儀を糾すことになるが、宿屋における給仕などを名目とする飯盛女までは禁止されなかった。三条においては、1軒3人までの飯盛女を置く旅籠屋が認められた。

東別院が創建された元禄頃には、別院を中心とした会津街道周辺には20軒前後の飯盛女を置く旅籠屋があったようであるが、その後、本寺小路の両側に徐々にその数を増やし、天保期には42軒と倍増している。飯盛女を置ける旅籠屋の数は規制されており、40軒以上に増やすことは、風儀を乱すことになるためなかなか認められなかった。

しかし、飯盛女がいるといないとでは、お客の入りが断然違うことになる。このため、本来は飯盛女を置くことが許されていない店も、下女という名目で女を置いたり、飯盛女を置く旅籠屋でも1軒3人を超えて置くなど、飯盛女の人数が守られなくなり、風紀の乱れを呼ぶことになったようである（風儀の乱れということは、とりもなおさず、本寺小路が繁栄したということでもある）。

また、東別院創建時には本寺小路は村上藩領であったが、創建約20年後の享保2年（1717）年には、この小路を挟み左右で、村上藩と高崎藩に分割され、支配が異なることになる。そのため、風儀等の取り締まりも、村上、高崎の陣屋が直接介入するより、東別院と村上、高崎の管轄する目明しの3者で臨機応変に対処していたようである。このため、勢い取締りにも情実がつきまとい、取り締まりも緩やかになったことも、繁栄の一因であったかもしれない。

飯盛女を置く旅籠屋は、三条町の中では、この本寺小路界限にしか許可されていなかった。河港で栄えた信濃川沿の五ノ町でも許可されていなかった。しかし、天保7年（1836）西別院の門前通である古城町に、4軒の営業が認められた（別院と飯盛女（遊女）との間に、何か関係があるのであろうか？）。

さて、飯盛り女の接待で賑わった本寺小路であるが、飯盛女がいる旅籠屋だけが存在していたわけ